**「****フード連合　自然災害被災者への助け合い基金」のご案内**

第19回定期大会において、自然災害被災者への迅速な見舞金対応を目的とする「フード連合　自然災害被災者への助け合い基金」（以下、「フード連合　助け合い基金」）の設立について承認され、運用がスタートしました。加盟組合におかれましては、基金に対するカンパ金へのご協力と、被災発生時には見舞金申請をお願い致します。

詳細につきましては以下をご確認の上、ご対応の程宜しくお願い致します。

記

１．「フード連合　助け合い基金」の積み立てについて

（１）加盟組合からのカンパ金による積み立てを主とし、その集約方法については加盟組合の判断に委ねるものとします。

（２）従来取り組んできた連合愛のカンパについては、これまで通り本基金と別の取り組みとして継続します。（本基金へのカンパ金募集との間隔を考慮して、これまでの展開時期からの変更を予定しています。詳細は、別途案内致します。）

（３）一体感ある全員参画による取り組みとして、来年以降の定期大会が開催される8～9月頃に強化月間を設定し、実施します。

（４）カンパ金については、新設した「フード連合　自然災害被災者への助け合い基金会計」に積み立て、同会計より見舞金を支出します。なお、連合から構成組織への大規模災害等による緊急カンパ要請に対しては、中央執行委員会協議の上、本基金から拠出します。

（５）カンパ活動については、業種別部会における全国会議、地区協議会における代表者総会、中小労組代表者会議及び、加盟組合員が多数参加するイベント等、あらゆる行事を活用した取り組みを積極的に行い、取り組みの通年化による周知向上をお願いします。

**加盟組合におかれましても、「フード連合　助け合い基金」はあらゆる自然災害に対する見舞金拠出の為の助け合い基金であることを啓発して頂くと共に、組合員が集まるイベント等にて募金箱を設置し、一体感ある加盟組合員全員参画による取り組みとして、カンパ金の収集活動をお願いします。**

**振込口座：中央労働金庫　田町支店　普通預金　０２２７６４３**

**ニホンシヨクヒンカンレンサンギヨウロウドウクミアイソウレンゴウカイ　タスケアイキキン　カイチヨウ　イトウトシユキ**

**日本食品関連産業労働組合総連合会　助合基金　　会長　 伊藤敏行**

２．見舞金支給について

（１）これまでの緊急カンパ時の拠出の考え方をベースに、下記支給要件、及び見舞金を支給します。

ⅰ）組合員の死亡　　：20万円

　　　　ⅱ）家族の死亡　　　： 5万円

　　　　ⅲ）家屋の全壊、流出：10万円

　　　　ⅳ）家屋の半壊、水没： 5万円

　　　　ⅴ）家屋の床上浸水　： 2万円

①組合員とは、被災時点でフード連合に加盟している加盟組合の組合員とする。

②家族とは、配偶者と、組合員の扶養する子とする。

③家屋とは、組合員が本人名義で所有する建物とする。

④全壊とは、地震や火災等により、家屋の70％以上が損壊していると判断される状態と

する。

⑤流出とは、水害や土砂崩れ等により、建物の70％以上が損壊していると判断される状

態とする。

⑥半壊とは、地震や火災等により、家屋の20％以上が損壊していると判断される状態と

する。

⑦水没とは、浸水の高さが150ｃｍ以上と判断される状態とする。

⑧床上浸水は、居室の床面が水面下になること、又は地盤面（床面が地盤面より下にあ

る場合は床面）から45ｃｍを超える浸水により日常生活を営むことが出来ないと判断

される状態とする（床面以上に土砂が流入した場合を含む）。

（２）大規模災害に限らず、全ての自然災害における被災者に対し、申請内容にて判断し、見舞金を支給します。

（３）自然災害等が発災し、救援の該当者が生じた場合は、加盟組合の代表者（三役相当）はフード連合へ報告してください。報告は、口頭でも可とします。申請する前にご報告ください。

（４）被災対象者は**（別紙１）**の申請用紙に記載の上、単組代表者に提出してください。

（５）加盟組合の代表者は、申請用紙の被災確認書欄に署名捺印し、フード連合事務局までお送りください。

（６）申請期限は災害発生日から1年以内とします。

（７）見舞金の支払いは、加盟組合の口座へ入金させて頂きます。

（８）加盟組合から被災対象者へお渡しし、被災対象者は「受給証」又は「受給者報告書」**（別紙２又は４）**に記入し、加盟組合を通じてフード連合に早急にお送りください。

（９）大規模災害等により支給対象組合員が多数の場合は、連名式の｢見舞金申請書｣　　　**（別紙３）**による報告を認めます。その場合は被災対象者自筆署名（困難な場合は（所属組合代表者もしくは家族代行も可）を必要とします。

**※１　なお、本基金は9月14日の第19回定期大会にて承認されたことを踏まえ、2020年9月14日以降の自然災害被災者からを対象としますので、被災された組合員の方がいらっしゃればお声をかけて頂き、申請書のご提出をお願いします。**

**※２　お問い合わせは、総務局　（源・西川）　までご連絡ください。**

**ＴＥＬ　０３－６４３５－２８８６**

**ＦＡＸ　０３－６４３５－２８８８**

以 上

**フード連合　助け合い基金　見舞金申請書**

別紙１

**（組合員　個人申請者用）**

年　　月　　日

日本食品関連産業労働組合総連合会

会長　伊藤　敏行　様

申請者　住　所

申請者　氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　（押印が困難な場合はサイン可）

申請者　（緊急連絡先　　　　－　　　－　　　　　）

1.人的被害について（下記の項目に該当する方の人数を記入して下さい）

①　亡くなられた方（組合員）　　　　　　　　人数　　　　　人

②　亡くなられた方（同居または扶養の家族）　人数　　　　　人

2.家屋の被害について（下記に○を付けて下さい）

①　家屋の全壊、流出

②　家屋の半壊、水没　　**※水没とは、１階以上の浸水をいいます。**

③　家屋の床上浸水

【注　意】

1. 「家屋」は組合員本人が居住し、かつ、本人名義で所有している家屋に限ります。ま

た、社宅および賃貸物件は対象外です。床上浸水の家屋については、組合員本人が居

住している家屋で、所有は問いません。

2.　原則組合員本人による申請となりますが、組合員本人の申請が難しい場合は、2親等までのご家族が代行するか、労働組合の役員（組合員が所属する支部組織等の代表者および本部役員）が代行して記載して下さい。

3.　組合員本人（または代行者）からの申請については、加盟組合に提出して下さい。フード連合への申請は加盟組合を通じて行います。

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　被災確認書上記被災について相違ないことを確認する。年　　月　　日組合名 　 　 　　　　　　　　印代表者名　　　　　　　　　　　印 |

別紙２

**受　給　証**

**（組合員　個人申請者用）**

年　　月　　日

日本食品関連産業労働組合総連合会

会長　伊藤　敏行　様

　フード連合　助け合い基金　見舞金として

金　　　　　　　　　　　円

受給しました。

受給者　住　所

申請者　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

申請者

組合名 　 　 　　　　　　　　　　印

代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

**フード連合　助け合い基金　見舞金申請書**

別紙３

**（組合員　連名申請用）**

年　　月　　日

日本食品関連産業労働組合総連合会

会長　伊藤　敏行　様

【注　意】

1． 「家屋」は組合員本人が居住し、かつ、本人名義で所有している家屋に限ります。また、社宅および賃貸物件は対象外です。床上浸水の家屋については、組合員本人が居住している家屋で、所有は問いません。

2.　原則組合員本人による申請となりますが、組合員本人の申請が難しい場合は、2親等までのご家族が代行するか、労働組合の役員（組合員が所属する支部組織等の代表者および本部役員）が代行して記載して下さい。

3.　組合員本人（または代行者）からの申請については、加盟組合に提出して下さい。フード連合への申請は加盟組合を通じて行います。

|  |
| --- |
| 被災確認書上記被災について相違ないことを確認する。年　　月　　日組合名 　 　 　　　　　　　　印代表者名　　　　　　　　　　　印 |

別紙４

**受　給　者　報　告　書**

**（組合員　連名申請用）**

年　　月　　日

日本食品関連産業労働組合総連合会

会長　伊藤　敏行　様

フード連合　助け合い基金　見舞金として下記金額を受給しました。



組合名 　 　　 　　　　　　　　　　印

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　印